担当部署: 企画課

処分の概要	使用許可の取消し等
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町鉄道施設条例 第3条
例 規 番 号	平成21年条例第1号

【根拠条文】

(使用の制限等)

- 第3条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の鉄道施設の使用 を拒み、その使用の許可を取り消し、又はその使用を制限することができる。
- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 町長は、前項に規定する場合のほか、鉄道施設の管理上支障があると認めるときは、鉄道施 設の使用を制限することができる。

【基準】

根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。

(公の施設の利用における措置)

第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(付属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

1	×	ᆇ
1	Im.	Æ
ı	т	7

設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日
-------	-----------------	---------	---	---	---